令和２年度事業計画

（令和２年４月1日から令和３年３月31日）

第１　事業計画の概要

犯罪被害者等基本法の理念に則り、被害者等の要望に応じ、「被害を受けた時から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう」全力で被害者支援に取り組めるよう、相談体制の整備を図るとともに、相談業務を支える安定的財政基盤の充実に向け推進する。

また、平成29年４月、香川県からの業務委託を受け開設した性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」においても、被害者等が被害前の日常生活に近い状況に戻れるよう、関係機関と連携し、被害回復に努める。

第２　事業の実施に関する事項

　１　公益目的事業１　犯罪被害者支援事業

　　(1)　被害者等に対する電話相談、面接相談及び専門家相談事業

　　　　○電話相談（250件）

　　　　　相談専用電話により被害者等から相談を受理し各種情報提供を行う。

　　　　　全国被害者支援ネットワーク「犯罪被害者等電話サポートセンター」

　　　　○面接相談（90件）

　　　　　犯罪被害相談員対応の面接相談を通じて、各種情報提供を行う。

　　　　○心理カウンセリング（20件）

　　　　　臨床心理士による無料の心理カウンセリングを行う。

　　　　○法律相談（24件）

　　　　　弁護士による無料の法律相談を行う。

　　(2)　被害者等への物品供与又は貸与、役務の提供等による直接支援事業

　　　　○危機介入（５件）

　　　　　被害直後の被害者等に対する必要な生活支援を行う。

　　　　○付添い(100件)

　　　　　被害者等の要望を踏まえ、病院、警察署、検察庁、裁判所等への付添

い支援を行う。

　　(3)　犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が行う裁定の申請を

補助する事業

　○申請書類作成補助（２件）

　　犯罪被害者等給付金の支給裁定申請書類の作成補助を行う。

　　(4)　被害者自助グループへの支援事業

　　　　○各種支援（２回）

　　　　　自助グループ「あかり」に対する情報提供及び活動への支援を行う。

　　(5)　犯罪被害相談員等の養成研修事業

　　　　○新規相談員等の募集及び養成（10人×10回）

　ボランティア相談員を募集し、養成講座を開催する。

　　　　○相談員等の継続研修（20人×12回・毎月実施）

　　　　　相談員等の技術向上を図るため継続研修を実施する。

　　　　○全国被害者支援ネットワーク研修（３人×３回）

　　　　　全国どこでも同じ支援が提供できるよう、ネットワーク主催研修に

参加する。

　　(6)　被害者支援に関する広報啓発事業

　　　　○被害者支援講演会(２回)

　　　　　関係機関、県民に対する被害者支援の広報・啓発として、事件、事故

のご遺族等による講演会を行う。

　　　　　・令和２年度総会及び被害者支援講演会

　　　　　　令和２年６月２日（火）午後

　　　　　　講師：現在大阪高等検察庁　田中嘉寿子　検事

　　　　　・令和２年11月ごろの予定

　　　　○「命の大切さを学ぶ教室」の開催（10回）

　　　　　県下の中学生、高校生を対象に、被害者等への配慮や思いやりの心を

育んでもらうとともに、被害者にも加害者にもならないという規範意識の向上を目的に、事件、事故のご遺族による講演を行う。

　　　　○各種メディアを活用した広報啓発の実施

　　　　　当センターの活動を積極的にメディアに広報するとともに、関係機

関・団体等に広報資料を提供する。

　　　　〇広報用グッズ等の作成

　　　　　広報用グッズを作成して配布する。

　　　　〇講師派遣

　　　　　被害者支援についての広報啓発のための講師を積極的に派遣する。

○LINEスタンプ販売による広報啓発事業を引き続き行う。

　　(7)　その他必要な事業

　　　　○正会員及び賛助会員への加入促進

　　　　　新規の加入を県内の企業等に働き掛ける。

　　　　○支援自動販売機の増設

　　　　　寄付型及び収益型自動販売機を県内の企業等に働き掛ける。

　　　　○テーマ募金活動の実施

　　　　　香川県共同募金会の取組みであるテーマ募金に応募して、「犯罪被害

者支援活動募金」を実施する。

○ホンデリング

不要になった本を、犯罪被害に遭われた方々への支援活動に活用する。

２　公益目的事業２　性暴力被害者支援事業

1. 性暴力被害者に対する相談事業

　　　　相談専用電話により被害者からの相談を受け付け、その時々に必要と

する情報提供及び、関係機関等の支援をコーディネートする。

　(2)　総合的支援事業

　　○医療面のケア

　　　　　相談によって把握した被害者のニーズ、また必要に応じて産婦人科医療に被害者を迅速かつ確実につなぐための支援を行う。

　　○病院等関係機関への付添い

　　　　　被害者の同意を得た上で、病院等に予め被害者に関する必要な情報を伝えるとともに、被害者の要望に基づき付添い支援を行う。

　　○心理カウンセリング及び法律相談

　　　　　心理カウンセリングが必要と判断され、それに同意した被害者等には、臨床心理士によるカウンセリングを行う。

　　　　　被害者等に弁護士による法律相談が必要と判断された場合で、かつ被害者が法律相談を希望する場合には、弁護士による法律相談を行う。

　　○関係機関等との連携

　　　　　相談によって把握した被害者のニーズに基づき、支援の選択肢を示すとともに、必要な支援を行っている関係機関等に確実につなぎ、支援をコーディネートする。

(3)　医療費等に関する公費支出事業

　　被害直後の被害者の回復に必要な医療費等に対する公費支出を行う。

　　【公費支出の内容】

　　　ａ　医療費の自己負担分（初回診察料等）

　　　ｂ　カウンセリング費用

ｃ　法律相談費用

(4)　相談員等の研修

○相談員等の継続研修（13人×12回）

　　　　　　相談員技術の質の向上を図るため継続研修を実施する。

　　　　　〇ケース検討会（10人×12回）

　　　　　　適切な支援を行うため、事例を基に検討会を実施する。

　３　収益事業

当センター独自の事業である自動販売機による清涼飲料水等販売事業を引き続き行う。